

岡崎市立地適正化計画

【別冊資料】

岡 崎 市

目 次

1	居住誘導区域における誘導事業	別冊-1
	・都市計画道路の改修事業	別冊-1
2	都市機能誘導区域における誘導事業	別冊-2
	・東岡崎駅北口地区第一種市街地再開発事業	別冊-2

別冊資料 誘導区域における誘導事業

1 居住誘導区域における誘導事業

都市計画道路などのインフラ施設や学校などの公共施設は、老朽化が急速に進行することが考えられます。今後特に居住誘導区域や都市機能誘導区域においては、インフラ施設の計画的な改修・更新を進め、生活の安全性や利便性の維持・向上を図ることが求められています。

このため、以下の都市計画施設の改修事業を、都市再生特別措置法第 109 条の 2 及び第 109 条の 3 の規定に基づき認可があったものとみなされる都市計画法第 59 条第 1 項の都市計画事業として実施します。なお、これらの事業は、都市再生特別措置法に基づき愛知県より同意を取得しています。

表 都市計画道路の改修事業一覧

< 令和 7 年 2 月 28 日愛知県同意 >

番号	施行者の 名称	都市計画事業 の種類及び名称	事業計画				新たに土地 を収用し、 又は使用する	備考 (新規・ 変更の別)	
			事業地	改修事業の概要	事業施行期間				
					自	至			
1	岡崎市	西三河都市計画道路事業	3・4・202 号 岡崎環状線	岡崎市百々町字東側 及び字信義地内	舗装修繕	令和 11 年 4 月 1 日	令和 12 年 3 月 31 日	該当しない	新規
2			3・4・202 号 岡崎環状線	岡崎市滝町字十楽 及び字追ノ狭間地内	舗装修繕	令和 9 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	〃	〃
3			3・4・202 号 岡崎環状線	岡崎市滝町字長坂地内	舗装修繕	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	〃	〃
4			3・4・202 号 岡崎環状線	岡崎市滝町字芳殿地内	舗装修繕	令和 10 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	〃	〃
5			3・4・202 号 岡崎環状線	岡崎市真伝吉祥二丁目 地内	舗装修繕	事業認可 の告示日	令和 8 年 3 月 31 日	〃	〃
6			3・4・46 号 豊田西尾線	岡崎市北野町字二番沢 及び字高塚地内	舗装修繕	令和 9 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月 31 日	〃	〃
7			3・4・46 号 豊田西尾線	岡崎市北野町字東山、 字地藏及び字上池地内	舗装修繕	令和 8 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	〃	〃
8			3・5・112 号 真伝線	岡崎市真伝吉祥一丁目 地内	舗装修繕	令和 10 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日	〃	〃
9			3・5・112 号 真伝線	岡崎市真伝吉祥二丁目 地内	舗装修繕	令和 11 年 4 月 1 日	令和 12 年 3 月 31 日	〃	〃
10			3・4・23 号 岡崎西尾線	岡崎市大平町字石亀 及び字堤上並びに大西町 字直明地内	橋りょう耐震補強 (御用橋)	事業認可 の告示日	令和 8 年 3 月 31 日	〃	〃
11			3・5・203 号 井田町線	岡崎市東阿知和町字北山、 字屋下及び字宮前地内	橋りょう修繕 (舘播橋)	事業認可 の告示日	令和 8 年 3 月 31 日	〃	〃

2 都市機能誘導区域における誘導事業

東岡崎駅北口地区第一種市街地再開発事業における誘導施設整備を推進するため、都市構造再編集中支援事業費補助を活用します。

東岡崎駅は本市の玄関口であり、多様な都市機能が集積するなど、都市拠点である東岡崎駅周辺地区の中核施設となっています。この東岡崎駅に隣接して立地する駅ビルが老朽化・陳腐化していることから、都市拠点の活力の維持・向上のためにも当該駅ビルの機能更新を図ることが求められます。また、交通結節点としての機能強化によって利用者の利便性の向上を図ることも求められます。

このため、東岡崎駅を中心に交通、商業、生活支援、観光、情報などの都市機能を連携させ、市民や来訪者が使いやすい個性的な交流・生活空間の創出を目指し、下表の都市計画事業を実施します。

表 市街地再開発事業一覧

都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
			自	至		
東岡崎駅北口地区第一種市街地再開発事業	岡崎市明大寺本町四丁目地内	商業・業務施設、広場・バスターミナルの整備	令和5年8月25日	令和13年3月31日	該当しない	—